

「旭川市子育てガイドブック」2026年度版協働発行事業について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集する。

令和7年11月13日

旭川市長 今 津 寛 介

1 担当部局

旭川市子育て支援部子育て支援課

〒070-8525 旭川市7条通9丁目 旭川市総合庁舎3階

電話 0166-25-9128（直通） FAX 0166-26-5722

電子メールアドレス kosodateshien@city.asahikawa.lg.jp

2 業務内容

(1) 事業名

「旭川市子育てガイドブック」2026年度版（以下「ガイドブック」という。）協働発行事業

(2) 事業の内容等

ア ガイドブックの企画、編集、印刷、製本及び納品並びに広告主への送付

イ ガイドブックのWeb上へ配信できるようなデータ化等

詳細は別紙仕様書のとおり

(3) 発行時期

令和8年7月（予定）

(4) 費用負担

ガイドブックの作成、納品等、事業に要する全ての費用は、事業者が集める広告その他の収入により負担するものとし、旭川市は一切の費用を負担しないものとする。

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 令和5・6・7年度旭川市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、営業種目（3200）「広告代理等」のうち、取扱品目（3201）「広告代理」及び営業種目（3210）「印刷物制作、写真撮影等」のうち、取扱品目（3211）「印刷物制作（企画、編集、制作、デザイン等）、複写業務」の両方に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 市町村税（特別区にあっては都税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 事業を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。

4 実施要領等の交付期間及び方法

「旭川市子育てガイドブック」2026年度版協働発行事業に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和7年11月13日（木）から令和7年12月3日（水）まで

(2) 交付方法

1の場所で交付するほか、旭川市子育て支援部子育て支援課ホームページからのダウンロードによ

り交付する。

ホームページURL <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/565/566/5681/d082677.html>

5 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

- ア 提出期限 令和7年12月3日（水） 午後5時（必着）
（受付時間は、市の休日を除く午前9時から午後5時まで）
- イ 提出場所 1に同じ。
- ウ 提出方法 持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれか）による（ファクシミリ、電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格を満たすか確認を行い、令和7年12月9日（火）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書により通知する。

(3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を要請された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

- ア 提出期限 令和7年12月19日（金） 午後5時（必着）
- イ 提出場所 1に同じ。
- ウ 提出方法 持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれか）による（ファクシミリ、電子メールによるものは受け付けない。）。
- エ 提出部数 8部

6 質疑応答等

(1) 参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、実施要領等の定めるところにより所定の様式で提出すること。

ア 提出期限

(ア) 参加表明書に関する事項

令和7年12月2日（火）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

(イ) 企画提案書に関する事項

令和7年12月18日（木）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 電子メールで提出すること。

なお、提出後、1に電話連絡の上、電子メールが着信したことを確認すること。

(2) 質問に対する回答は、旭川市公式ホームページ上に当該回答内容を公表する。また、回答書に記載した内容は、実施要領等の追加又は修正として取り扱うこととする。

7 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

8 事業実施候補者の特定

「旭川市子育てガイドブック」2026年度版協働発行事業プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて事業実施候補者として特定する。

9 協定に関する基本事項

8において特定された者と協議を行い、内容について合意の上、本事業に係る協定を締結する。

10 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- (3) 参加表明及び企画提案に係る書類の作成及び提出に係る費用など、公募型プロポーザル方式の参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返還しない。
- (5) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (6) 詳細は、実施要領等による。

11 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書の提出	令和7年11月13日（木）から令和7年12月3日（水）まで
参加資格要件確認結果通知及び企画提案書提出要請	令和7年12月9日（火）
企画提案書の提出	企画提案書提出要請日から令和7年12月19日（金）まで
ヒアリング	令和8年1月上旬（予定） （企画提案書提出要請と併せて通知）
企画提案書審査結果の通知	令和8年1月中旬（予定）
協定締結	令和8年1月下旬（予定）